

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所〓社会通信社 発行人〓滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二〇二ポ幢ケ谷九〇四 電話(03)337714649 FAX(03)329915367
振替〓東京0158431 労金〓東京労金本店No1154163

購読料〓月額500円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

前進の芽大きくした社会党大会

資料1 規約改正案の修正案

資料2 運動方針案に対する意見書(五單産)

資料3 党規約改正に対する意見書(石井智氏他二七代議士)

資料4 中東・湾岸戦争の…特別決議(社会党大会)

国鉄闘争の展望

――新たな情勢と国鉄闘争の新段階――

◇投稿◇ 要員がたりない、時短は夢のまた夢

資料5 湾岸戦争に対する「連合」の対応

資料6 湾岸戦争に対する総評センターの態度

「新たな時代のあり方」うち出す

――日経連「労働問題研究委員会報告」から(二)――

読者からのおたより

旬刊社会通信

NO. 463

一九九一年二月二日

一九九一年二月二日発行
(毎月一日・十一日・二十日三回発行)

■巻頭言■

前進の芽大きくした党大会

今次社会党大会は独占資本や自民党の期待に反して、社会党が真に平和と民主主義を守る闘いの先頭に立つことによってこそ、政権を担える強大な党へ前進できることが圧倒的多数の党員に確認された大会であった。右翼的な労組幹部やマスコミにはいらただしく不愉快なことにらしい。大会の討論全体を通じて、消費税問題で自民党に乘らなかつたのがけしからんしからんとか、「国連平和協力」問題で自公民の合意に加わらなかつたのがけしからんなどという主張は、支持団体の一部労組がどんなに声高に叫ぼうとも、決して多くの党員の声ではないことが改めて証明された。政構研に所属する国会議員も、自衛隊機派遣や九〇億ドル軍事支援問題では強い危機感を表明し、自民党との闘いを強化する必要性を訴えた。

この闘いをどのように具体化し、心ある国民の力をどのように結集して、一日も早い停戦と恒久平和を実現することに貢献できるかが、社会党に担われた歴史的任務である。連合の指導部やすべての単産が闘いに立ち上がるのを座して待っているわけにはいかない。質問や答弁で明らかにされたように、わが党があらゆる場で率先して立ち上がり、総評・県評センター、地区労、可能なあらゆる単産、労働団体、市民団体と協力して、全国的に国民運動を盛り上げねばならない。社青同や婦人会議も期待にこたえてこの闘いで全国的に活動を強め、職場と地域で信頼を大きく勝ち取るべきときである。

わが党が国民の支持と信頼をもっともって獲得して政権党になるためには、党内民主主義が不十分であることも示された。兵庫の党員がバス一台でかけつけて訴えていたように、県会や政令指定都市の統一自治体選挙で躍進しようと、せっかく総支部が新人候補者を決めても、県本部が上申しようとしないうという問題もある。女性候補を増やそうという中央の方針にもかかわらず、総支部の推薦する二人の女性神戸市議候補を県本部が公認申請しようとしないう。高砂総支部では社会党県議候補を決めたのに、県連合と社会党県本部は民社党候補を推して、社会党候補を公認申請しようとしないう。他方では県本部が直轄する議員支部の推薦する新人候補はすべて公認している。このような党内民主主義の欠落を改めるのは社会党の前進にとって緊急な課題であることも、明らかにされたのである。

国会議員団、県本部、支持団体等の意見書が大会参加者に討論の参考として配布されることとなったのは、党内民主主義の一步前進である。これがよき慣行として発展することが期待される。わが党では修正案が出され、採決されることは執行部のメンツにかかわるなどといった、民主主義をしない古い意識がまだ依然として支配的である。民主主義の歴史の長いヨーロッパの友党のように、様々な研究グループから異なる内容の議案や修正案が活発に提案され、採決されて、よいものは取り入れられるという民主主義的な慣行も一日も早く定着させねばならない。ここにかかげる規約改正の修正案は、新潟、埼玉、千葉、兵庫、広島、長野、茨城、東京、岡山、高知、島根の代議員が代表して大会運営委員会に提出し、運動方針小委員会におろされたものであるが、執行部との話し合いによって、一定の答弁を確認するとともに、執行部の強い要請により採決はされずにおわった。日本社会党の党名は将来も決して変えないこと、党員の入党の紹介者は協力党員ではだめで党

員でなくてはならないこと、二年に一回の党大会は本当の意味で代議員に十分討議することを保障すること、必要に応じて臨時大会を開催すること、全国活動交流会を検討することなどが、執行部答弁として確認された。

資料1 規約改正案の修正案

一、党名の誤訳と国籍条項について

第一条の「わが党は日本社会党（SDPJ、以下党」と称し」を「わが党は日本社会党（SPJ、以下党」と称し」に改め、「国民によって構成される」を「個人で構成する」（現行）に改める。

〔理由〕社会党の正しい英訳は Socialist Party であつて Social Democratic Party ではない。自らの党名に規約で誤訳のイニシアルを掲げるのは国際的な恥になりかねない。社会主義インター加盟党には、フランス社会党、オーストリア社会党、イタリア社会党等のあることを忘れてはならない。

納税の義務を果たしている定住外国人が、生活者の権利として生活の場での地域政治に参加するのは当然であり、ヨーロッパでは自治体参政権が常識になりつつある。イギリスの労働党もドイツ社会民主党もフランス社会党もスウェーデン社会民主党も定住外国人に扉をあけているのに、わが党が世界に逆行していまさら排除するようなことがあつてはならない。

二、民主主義の模範となる社会党を

第三八条の「全国大会は二年ごとに」を「全国大会は毎年一回」（現行）に改める。なおこれにともなつて、第四四条と第九二条を現行通りとする。

〔理由〕毎年一回の大会を止めてしまつたら、最高決議機関に党員の意志の反映する機会がますます少なくなり、党内民主主義は形骸化する。世界のとうとうたる流れに逆光して、非民主化と中央集権化を招きかねない。激変する世界の情勢に対応できない不活発な党になる恐れもある。国会も常会は毎年一回招集することが定められ（憲法第五二条）、企業の株主総会も毎年一回開かれる。

第八三条の「県本部は、それらの公認または推薦を中央執行委員会に申請し、」を「県本部は、関係総支部の自主的な調整に基づく申し出を尊重して、それらの公認または推薦を中央執行委員会に申請し、」に改める。

〔理由〕公職の候補者の公認や推薦を、県本部が中央執行委員会に申請するときには、関係総支部の自主的な調整に基づく申し出を民主的に尊重すべきである。

三、国民の信頼を確立する党づくり

第五条の「党員及び協力党員にならうとするものは、定められた入党申込書に必要事項を記入し、『党員または協力党員である紹介者をそえて』原則として居住地または職場の支部に申し込むものとする。」の『内を『党員二名の紹介により』（現行）に改め、「入党の紹介者となる党員は、入党申込書について調査し、党に対して紹介者としての責任を負わなくてはならない」（現行）をつけ加える。

「理由」社会党が国民の信頼を大きく獲得して政権党にまで発展するためには、無責任体制に陥ってはならない。入党には党員の紹介者が一定の責任を負うべきは当然である。また「協力党員である紹介者をそえ」ることで、「党員」になれるのも奇異なことである。

第九三条の「③議員の品位を汚し国民の信頼を損なう行為」を「議員行動方針に背く行い」(現行)に改める。

「理由」議員は党の顔であるだけに「議員行動方針」が軽視されてはならない。改正案では余りにも抽象的であって、人によって判断の違いが大きくなりすぎる。「議員行動方針」の内容は必要に応じて変えればいいのであって、なくしてしまうべきではない。

第九四条の「⑤但し、協力党員の場合は①②項を適用」を削除して現行に改める。

「理由」協力党員だからという理由で、どのような規律違反を犯そうとも党員としての重い処分を免れるのは不合理、不平等であり、混乱の原因になる。

資料2 運動方針(草案)に対する意見書

(全電通、全通、全日)
(通、都市交、非鉄金属)

第五六回社会党大会は、世界的な政治、経済、社会の構造変化のなかで二一世紀にむけ、新宣言採択後五年目の重要な節目の大会である。

イラクによるクウェート侵攻は、多国籍軍のイラク攻撃で戦争に突入し、平和を希望する世界の人々にとって極めて憂慮すべき最悪の事態となった。このような状況のなかで、戦後一貫して平和憲法のもとで世界の恒久平和を追求してきた日本社会党の役割は、国内外において益々重要になってきている。

この緊迫した情勢下で開かれる本大会には、九一統一自治体選挙から明夏の参議院選挙に連なる九〇年代初頭の政治決戦に勝利すること、そのために社会民主主義勢力の大同団結と社・公・民・連を中心とする反自民・反日共の国民連合政権樹立に向け、政権交代への具体的な方針を確立することが求められています。

党は一九八六年「新宣言」の採択を行い、以来五年にわたり万野党の体質から脱皮し、政権を担う党にふさわしい政策、組織、運動、人材の新しい創造に着手することを方針に掲げ、私たちもこれを支持し、党の前進に向けて日夜懸命に努力を積み重ねて参りました。しかし、連合政権協議の中断や第一一九臨時国会等における消費税や国連平和協力法案をめぐる党の対応は、「新宣言」に基づく政権党への脱皮をめざし、現実的な連合政権への政策づくりなど国民の信頼回復に向けた取り組みが、衆参両選挙の勝利をもたらしたとした、第五五回党大会の総括と決定を踏みにじるものであり、一歩後退の感否めず、強い失望感を禁じ得ません。

党の現状を見る時、他野党との亀裂は深まるばかりか対立し、公明・民社を自民党の側に追いやる姿としか映らず、国民が切望する自民党にとって代わる連合政権への展望を自らが放棄しているものと思われてなりません。

私たちは支持団体として、党が連合政権構想を持って社・公・民・連の政権協議を再開

し、より現実的な政策をもって政権へチャレンジすることを強く望み、ここに、意見書を提出するものであります。

一、第五回大会以降の執行経過について

1. 国民連合政権協議の追求について

参議院選挙による与野党逆転、衆議院選挙における自民党勝利の結果を受け、中断を余儀無くされているとの認識でなく、野党のなかで社会党の一人勝ちが連合政権協議に与えたマイナス面についても、真剣に考えるべきである。また、社会党が野党第一党として、政策や国会対策等において、政権を展望する要の党としての立場から、大胆な妥協も含めリーダーシップが発揮されてきたかどうかが問題である。党の政策に固執するのみでは政策・政権協議の合意形成ができないのは当然であり、その唯我独尊と言える考え方、野党第一党であり、連合政権の要となる党の態度ではない。改めて謙虚・誠実に政権協議を追求していく姿勢を鮮明にすべきである。

2. 国連平和協力法案の取り組みについて

第一一九臨時国会において、廃案に追い込んだ党の取り組みは評価できるものの、自・公・民の三党合意について、憲法の平和主義を踏まえた「非軍事・民生・文民」という原則が不明確であったため参加しなかったとの総括は、野党第一党としての責任を全うせず、国民には社会党の感情的離脱としか映っていない。

自・公・民三党合意書は、憲法の平和原則を堅持し、国連中心主義を貫くことを踏まえ、国連の平和活動協力組織をつくることを基本とし、立法化するとしたものであり、党が先に発表した「国連平和協力機構設置大綱」との相違点についても協議に積極的に参加したなかで、対応できるものであった。

3. 消費税の取り組みについて

現行消費税がこのまま継続され、平成三年度予算に組み込まれ、定着させないことが当面の目標であり、そのためには二〇数回にわたる「両院協議会専門者会議」での一致点である、①運用益、②益税、③逆進性の一部について緊急是正を行うべきであった。党の狙いが一部幹部の言うように「消費税を現行のままにし、統一自治体選挙の争点にしたい」との考えであったとすれば誤りであり、一二・二八連合との五項目確認に基づき早期に取り組むべきである。

4. 選挙制度改革について

党の方針は、国勢調査の速報値が出された今日の段階では、まず現行中選挙区制度における定数は正を行うとの域にとどまっているが、これは全く非現実的である。政権をめざす以上、民意がより反映され、国民の政治への信頼を高める観点からの実現可能な政策が求められている。連合は、ベターな方法として、小選挙区比例代表併用制を提起しており、党としても早期に具体的対応策を検討し、明らかにすべきである。

二、一九九一年度運動方針について

1. 原案では「九〇年代中期にも政権交代を実現しなければなりません」とし、別項では

「二、〇〇〇万人との接点づくり」など主体性の強化のみが強調され、さらに「野党第一党である我が党に対し政権を担える党になることを国民は期待しています」とも提案し、基本戦略である「国民連合政権」樹立に向けた政策が軽視され、あたかも単独政権をめざすかの記述になっている。

自民党は、次期参議院選挙でも与野党逆転状況を復元することは困難であるとの立場から、公明・民社との政策調整をもくろみつつ、自・公・民路線の定着を狙っていることは明白である。党はこの際、最大の戦略目標が自民党に代わる政権の樹立であること、及びそのめざすべき政権は、社・公・民・連を中心とした国民連合政権であることを改めて確認し、そのためのプロセスを示すべきである。

2. 消費税の緊急是正については原案提起のように、飲食料品の全段階非課税を基本に取り組むとすれば、「連合」との二・二八確認に基づく、平成三年度中に現行消費税制の緊急是正の実現は不可能であり、このことは決して二段階改革とはならない。当面、緊急是正の実現をめざすためには、両院協議会で一致している益税や運用益および家賃・教育・助産など逆進性の一部の是正を行い、その後限り無き廃止を求める方向で全力をあげ、九一年度予算の途中からでも実現がはかれるよう対処すること。

各局運動方針では廃止が強調され、税制協定の党の方針とした緊急是正との二段階論と異なるかの提起のあることは遺憾であり明確にすべきだ。

3. 原発については、基本方針と各局方針の違いが明らかであり、各局方針は政権を担う党の方針ではない。現実には一定のエネルギー源を占めている以上、これを運転中止、即廃棄する方針では、国民生活に責任を負う政党の政策ではなく、当面に対応としては安全性の徹底を最重視した方針とすべきである。

4. シャドーキャビネット設置の規約改正案は政権担当を視野に入れ、中央執行委員会のもとに「影の内閣」を置くとしているが、党の政策能力強化と「影の内閣」は別次元でとらえるべきである。「影の内閣」は自民党にとって代わる内閣に直結するもので、戦略的観点から重く位置づけるべきである。従って、社会党単独政権ではなく、社・公・民・連を中心とする国民連合政権を展望した開かれた機構とするよう位置づけるべきである。

以上

資料3 党規約改正に対する意見書（石井智氏他二七代議士、一月二八日）

第五六会定期全国大会に提案討議される党規約改正案に対し、所定の手続きにより次のとおり意見具申します。積極的に取り入れられるよう求めます。

記

一、国対委員長は両院議員の総意を予備選挙等々による候補者を大会に推薦し、大会がこれを承認すること。

〔注〕1. 「衆参両院議員総会は、国会議員の意思決定機関である」と明文化（79条）した趣旨と「議員の任務に政策立案、立法活動を加えた」（機関紙説明175条）の

趣旨、さらに「国会对策委員会の方針にしたがう」(注、従来は『国対の指導』とした(77条)趣旨からして、院内の最高責任者である国対委員長は、上部からの下命人事でなく両院議員の総意によって選出される過程を経ることは極めて当然なありかたです。

2. 党本部の改正趣旨説明(機関紙)にいうとおり「議員の任務に政権を担当したときの役割をあらたに条文化」すること、「院内の機構を現実にも即したものに整理」する立場からして、国対委員長の選出方法をこのように明確にすることは院内活動を政権に向けて意欲的に位置づけ活性化する方途です。

3. なお、右については過般の衆議院院内役員会において大綱が了承され来年をめざして実現をはかる合意があります。また、国対委員長の選出規定は党大会の了承により国会議員団運営規定によることも可能です。

二、国会对策委員会に政策立案、立法活動を可能とする機能が付与されること。

〔注〕1. 「議員は党を代表する任務を担って政策立案、立法活動に務め、党の政策、方針の普及と実現のため……」(75条改正)の趣旨にもとづき、この機能の強化拡大は急務です。

2. 一方、77条の改正で「国会議員は政策審議会のもとで政策・立法活動の役割を果たす」と新たに政審の下部におく枠組みを規定したことは不整合です。

3. 75、77条の調整をはかり、国対費の活用などによる方途を講ずべきです。

以上のほか、一致した意見ではありませんが次のような強い意見があったことを付記します。

- ① 改正案第一条で党員の規定を「国民」一般とするのは無性格に過ぎるのではないか。
- ② 国対委員長は党三役(副委員長職)に位置づけられることが至当ではないか。
- ③ 全国大会を「二年ごと」にすることは下意上達の党運営を閉塞させるのではないか。
- ④ 「影の内閣」の設置は時期尚早ではないか。
- ⑤ 全国の地方議員団の代表を中央執行委員会の構成に加えるべきである。

以上、執行委員会において、規約条文の改正をはかるか、運営上の措置によるか御判断をいただき、この意見を効果的に汲み上げられるよう要望します。

以上

資料4

中東・湾岸戦争の即時停戦・平和と避難民救援を求める特別決議

(社会党大会、一月三〇日)

一、一月一七日未明に勃発した湾岸戦争は、和平を求める国際世論に背いて長期化、拡大化する様相をみせ始めています。戦争が長引けば長引くほど、犠牲になる人々の数は増え、世界経済は混乱に陥り、地球環境は損なわれます。これ以上の戦争の拡大は、ただ殺戮と破壊、そして憎悪を残すだけでありましょう。

一、今回の湾岸戦争は、国際法と国連憲章に違反したイラク軍のクウェート侵攻、併合にその最大の原因があり、党はいかなる理由があれ、武力によって他国を侵攻することを許すことはできないとの立場を堅持してきたところであります。この立場から党はイ

ラク軍のクウェートからの即時撤退、クウェートの主権回復を内外の世論に訴え、外交努力を通じて平和的解決を求めてきました。

一、こうしたわが党と国際世論、国連事務総長をはじめ各国首脳のアリガリの和平への努力にもかかわらず、ついに戦闘が開始され、それは拡大の一端をたどっているのではありません。戦闘は原子力施設への爆撃、ほう大な原油の流出という環境破壊にまでおよび、さらに大量の避難民を生み出すとともに、各国におけるテロの続出も懸念されているのであります。もはや、一刻の猶予も許されません。

一、いま、世界の人々は、声を一つにして即時停戦・和平の実現を求めています。そして、平和憲法をもち、中東湾岸で手を汚していない日本こそ、そうした国際平和の実現に向けた世論のリーダー・シップをとることができるのであります。ところが海部首相は、米国を中心とする関係諸国による武力の行使に対し、「確固たる支持」を表明、平和的解決への道を自ら放棄するとともに、多国籍軍への九〇億ドルにものぼる戦費の分担、避難民救援を名目とした自衛隊機の派遣などを決定し、参戦の道を選択しました。それは、いずれも日本国憲法に違反したものであり、党はこれを断じて許すことはできないのであります。一、日本にも世界にも、冷戦後の新しい世界秩序を築いていくべき課題が背負われております。もはや、対立、抗争、隔離を不可避とした過去の国際関係と覇権主義に固執する限り、地球と人類が直面した今日的な課題は解決できないのであります。ポスト冷戦の新しい世界秩序は、一つには武力による威嚇または武力行使によって形成されてはならず、地球共同体の理念に基づく対話と協調を基礎に各国、各民族の相互依存、共存と共生、共通の安全保障の道を切り開くことであります。二つには、各国が「力の論理」による政治的支配の一掃を決意し、経済的・文化的な協力を着実に積み上げることであります。日本には、今日、グローバルな視点から平和と自由、人権と福祉、環境保全、民族の自立と連帯、公平と公正の課題を人類共通の価値として確認しあうための外交努力と国連強化が求められています。

一、この基本にたつて、わが党は湾岸戦争に対しては、人道的立場から避難民救済や医療、食糧の援助、紛争周辺諸国への経済的援助等の非軍事・文民の分野での積極的な協力を進める決意であります。避難民の救済にあたっては自衛隊機や隊員の派遣ではなく、民間航空機の増発、陸路と海路の活用による輸送こそ日本の選択する手段であり、その方向で国民の合意を図る必要があります。その財源については、赤字国債の発行や大衆増税でなく、防衛費、行財政歳出の節減、予算組み換え等によって調達しなければなりません。

一、日本政府は多国籍軍への戦費協力、自衛隊機派遣の決定をただちに取消すこと、イラク軍と多国籍軍の双方への即時停戦、クウェートからのイラク軍の撤退、パレスチナ問題をはじめとする中東和平会議の開催に向け、イラク、アメリカその他関係諸国に働きかけること、避難民救援は国連機関と協力して避難民のニーズにあったきめ細かな対策を講じること——党はこのことを改めて強く求めます。

一、党は平和を求める内外の人々とともに、湾岸戦争の即時停戦、中東和平の実現、避難民救援のために、自治体決議、集会・街頭行動など広範な運動に取り組み、中東に平和を求める国民的な一大運動を展開する決意を表明します。右、決議します。

国鉄闘争の展望

——新たな情勢と国鉄闘争の新段階——

国労の出番がきた

「国鉄闘争」勝利の条件は二つ。一つは主体的条件の確立であり、もう一つは「国鉄闘争」を全国民的規模の闘いに高揚させる客観的条件の成熟だ。「国鉄闘争」は本誌の読者もご承知のように、階級闘争、そして民主主義闘争の焦点であるがゆえに、勝利のためには主体的条件の確立とともに、客観的条件の成熟が何よりも重要となる。

国労、国労組合員そして彼らと連帯する仲間は、過去数年、じつによく闘い、国労組織を守りぬいた。一千四十七名の仲間が一系乱れぬ団結で、自活体制を確立したことは政府、自民党、財界そして彼らの茶坊主である官僚たちに、名状しがたい恐怖感を与えているにちがいない。

われわれは誇るにたる成果を勝ち得てきた。だが一方、不安、戸惑いも少なくない。JR職場の専制支配に国労本隊が呻吟（しんぎん）していること、新しく生まれ変わった国労がそれにふさわしい組織、闘争体制にまだ習熟していないことに、その理由を見出すことができよう。一朝一夕には実現困難な課題である。

今年、一九九一年の内外情勢は「国労を残し、団結をうち固めてきた」闘いを一挙に開花させるものとなる。「国労の出番」の到来である。

国鉄闘争は新たな段階へ

なぜ「国鉄闘争」が昨年まで全国民的共感を呼ばなかったのか。異常な好況のゆえである。「分割・民営化」が強行された一九八七年四月一日当時、約五〇ヶ月にもわたり気狂いじみた好景気がつづくなど予想した者はだれもいなかった。三塚運輸相はそのとき、国労が残ったことに、危惧を表明した。それは、不況による「合理化」・首切りが、国労のたたかいと結合することを、恐れてのことだったにちがいない。

三塚のこの憂慮は異常な好況のなかで紀憂に終わった。それが北海道を除き、国鉄労働者約二十万の首切りをさしたる抵抗もなく許した原因である。

昨年、日本生産性本部は労働組合員意識調査をおこなった。その設問に「何に不安を感じるか」がある。その回答は、賃金が安い、要員が少ない、労働時間が長い、休日・休暇がとりにくいが主なもので、その率は七二・六、七一・四、六二・二、五八・三％。それにたいし「雇用が保障されていない」は一七・二％にすぎなかった。もし「雇用が保障されていない」が三〇％を超え、五〇％ちかくに達するとき、「国鉄闘争」は新たな段階を迎えることになる。

株価暴落は第一段階

一九八九年以来、歴史は大転換期にある。ソ連・東欧の動揺、崩壊に大はしゃぎしたのが日本の政府・財界だったが、昨年は株価動向に心胆を寒からしめさせられることとなった。八九年、約三万九千円まで上昇した株価は、二万円から二万四千円台で推移。年間を

つうじ、じつに一万五千円もの大暴落となった。『バブル経済が是正されることは悪いことではない』との強気の主張もある。異常な好景気にかゲリが見え始めたことは否定できない。

その象徴が「民営化の総仕上げ」といわれるJR株の上場だ。現情がつけばNTT株の不人気ぶりからも明らかだが、上場はきわめて困難。超特急なみのスピードで突っ走ってきたJRに経営面からはじめてミソがつくことにもなる。

歴史の弁証法

一九九一年はどうなるか。現在は近代日本史上三回目の激動期だが、この激動は少なくとも数年つづく。内外に資本主義体制にとつての不安要因が山積みであるからだ。

国際的には一七日に勃発し、長期化が必至となった第五次中東戦争、その背後で音をたてて崩れ始めているアメリカ経済、そしてシュワルナゼ外相の突然の辞任で新たな段階に入ったソ連情勢等々。

国内的には自民党の支持基盤は動揺から崩壊への傾向をさらに加速せずにはおくまい。その第一幕が「三点セット+α」による参院での与野党逆転劇。これは日本政治史上はじめてといつてよい大事件だった。第二幕は昨年の自衛隊海外派兵をたくらんだ国連平和協力法の国会上提と現在の事態、第三幕は今年本格化する政治改革という名の選挙制度改革だ。

一九八六年、こんにちの自民党の支持基盤の動揺を予想した者がいるだろうか。われわれを痛めつけた行革臨調路線が、今では国際情勢の激変とも相まって、自民党の支持基盤を直撃している。これが歴史の弁証法であろう。

情勢は国労に味方

激動する情勢は「国鉄闘争」の強い味方として作用するだろう。

第一に、景気の後退は必至。そのなかで自民・財界は従来の支持基盤にメスを入れなければならぬ。動揺から崩壊過程はこうして加速される。

第二に、景気後退は雇用問題を顕在化させずにいない。規模の拡大は困難となり、「合理化」は首切りに直結する。九〇年代は公労協型首切りが民間企業を襲う。そのとき、国労を残した意義が国民的に明らかとなり、たたかう労働運動の拠点としての輝きを増す。

第三に、JRは日本で五位の超巨大企業であり運輸業界では、まさにガリバーであることだ。JR内の諸「合理化」は今やリリパットとなった旧私鉄にストレートに連動する。もともと分り易い事例が自動改札導入による人減らしの進行だろう。JR東が主導する首都圏での自動改札導入は、関東大手私鉄にアッという間に波及した。「アシ」の連帯強化の条件はこうしてつくられる。

第四、九一年度予算は軍備、ODA費突出そして四百兆の公共投資と整備新幹線建設を特徴としている。景気後退下、その財源はきわめて流動的だ。株価下落と金利上昇は企業の財務状況をすでに強く圧迫している。財政欠陥におちいるのも必至。そのとき消費税の税率アップ、個別物品税問題が浮上する。

過去数年、異常な好況が「国鉄問題」を隠す作用として働いた。だが今年は、資本主義の本性が国民的規模で赤裸々に暴露される。こうして「国鉄闘争」は政府・財界にとって頭の痛い問題となる。

◆投稿◆

要員がたりない、時短は夢のまた夢

職場の残業の実態を明らかにしながら、この間の地方行革・合理化攻撃がどう職場に表れ、私達労働者を犠牲にできていくかを報告したい。

どこの職場もそうだと思いますが、この数年間、業務量が大幅に増えてきているにもかかわらず、逆に人員は減っている状況にあります。私の担当している転作の業務ひとつをとっても、面積が増えたことに付随する事務や、そのことでの農家の反発に対する指導といった部分で目に見えて増えてきています。

そういった状況の中で、どれくらい残業をしなければならなかったかですが、今年四月からの半年間では、農林課一人当たり月二一時間の残業をやっています。とりわけ私のいる農政係では、一人当たり月三五時間となっており、臨時職員（ピーク時五名）も二三時間と他の係の正職員よりも残業をしてもらっているありさまです。とくに六月の残業は平均九〇時間。日曜日も二回出勤し、残業がなかったのは、わずかに三日だけという実態でした。本当に仕事の量に対する人員不足を感じました。疲労困憊といった毎日で、体を壊さないのが不思議なくらいでした。もちろん、この実態を反映し、年休の取得日数は、これまで係一人当たり六日間で、二日とか三日しか取れない人もいます。このように年休も取れない中で、日曜出勤が振替休日になるのは本当におかしいことだと思います。

こういった中で不満も高まってきたわけですが、遅く帰ることで家族や子供とのふれあいを犠牲にせざるをえなかったり、婦人については家事もあつて本当に大変だったろうと思います。「自分の所だけ忙しくて、他の職場がひまそうにしているのは腹が立つ」とか、私自身、残業が続く中で「手当てなどいらないから、早く帰りたい、自分の時間がほしい」という意識が強くなりました。しかし一方で、仕事をこなさなければ、その付けがまた我が身に降りかかってくる、また、他の誰かにしわよせがいくところと留まってしまうていることは事実です。人員をふやしてほしいという要求がある中で、「早く今の職場を変りたい」と言ったところが本音になっているのではないかと思います。

今年は農林課分会の機能が活発になり、これまで分会討論会や課長交渉を行ってきました。実態を出しながら人員の要求や時間外手当の完全支給を要求してきましたが、改善を実現させていくには、今後の分会活動にかかっていると思います。

「残業が多い、休めない」といった実態は他の職場でも同じだと思います。しかし、仕事の忙しさに流されてそのことが問題化されないのが現状です。まして、執行委員や活動家が一部の職場に集中している状況のもとで、職場と組合のつながりがおろそかになってくる心配もあると思います。問題を自己解決しないためにも、職場の日常的な点検を強化するとともに、不満や問題を出し合える学習会や討論会を継続して開催して行ってほしいと思います。

やはり、仕事最優先の職場実態では、健康や権利を守ることはできないと思いますし、安心して働き続けることはできないと思います。そこを変えていく討論が組織されるような取り組みが必要ではないかと思います。また今、若者の組合はなれが言われ、市職労もその例外ではありません。何と言っても組織強化が大切ですし、そのためにも青年部の学習強化や婦人部運動の活性化が必要だと思います。

(山形・K)

大衆運動の構築は「下」から「上」へ

春闘、統一地方選等、課題は山積みだ。そこに第五次中東戦争が勃発。自衛隊機派遣、九〇億ドルの軍事支援に象徴される憲法にかかわる重大問題がまさおこった。

総評が健在なら、国会はデモの渦に包囲されていたであろう。だが、労働組合、社会党の大衆運動は皆無と断言している状況だ。連合は、この問題について意見を明確にすることによる「又さき」を恐れ、旧総評（県評センター）、社会党も連合への気兼ねから大衆運動のよびかけはない。

総評センターがようやく大衆集会をよびかけたのが一月二八日（資料6）。それに連合がつぶしに入った。総評センターの第五次中東戦争への見解は「湾岸戦争の即時停戦と平和解決、自衛隊機の海外派遣反対、増税による戦費負担反対」の三項目。他方、連合の基本見解は「日本国憲法を遵守する、集団自衛権は発動しない、国連決議に従って行動する」の三項目。

総評センターの見解と連合のそれは真向から対立する。どちらが基本的に正しいかはいうまでもない。だが、二月六日おこなわれた総評センターを中心とする「湾岸戦争反対」の集会はともかくとして、二月一六日に予定されていた総評センター、社会党を中心とする集会は、連合がこれをつぶすため急拠企画された二月一三日の集会のため、中止されるという。

連合が二月一三日、日比谷でおこなう集会の名称は「国連決議完全履行、湾岸戦争即時終結」というもの。前者は戦争をこう定し、後者は「反対」、しかもかつこ付きだ。規模は三千人という。

総評労働運動時代、大衆運動のよびかけは総評で意志統一され、単産、県評、地区労がそれに応えた。いわゆる「上意下達」である。今やその図式はくずれた。「下」から運動をつくり、「上」に押し上げる。それが最大の課題である。

資料5 湾岸戦争に対する「連合」の対応（二月一日）

一、「連合」は、湾岸危機発生以来、これへの対応の基本は、国連決議に基づくイラクのクウェートからの即時撤退であるとの立場を明らかにしながら、平和解決に向け政府、国会に対し可能な外交努力を求めてきた。しかし、全世界の和平を求める願いも虚しく、イラクは、国連安保理事会決議で定めたクウェートからの撤退期限の一月一五日に至っても撤退せず、一月一七日、多国籍軍のイラクに対する武力行使に至った。

二、戦線は、今や長期化ならびに拡大の方向に動いており、湾岸地域諸国の国民や、同地域に滞在する諸外国人に犠牲を強いているのみならず、原油流出による海洋汚染は取返しのつかない影響をおよぼそうとしている。さらに、地上軍の衝突はもはや避けられず、化学兵器、核兵器の使用の可能性もあり、今後の推移によっては、異常かつ最悪の事態へとエスカレートする恐れがある。

三、この湾岸戦争の勃発により、わが国においても、多国籍軍への協力問題やエネルギー・

物価問題など国民的緊急課題への対応が強く求められている。「連合」はこれまで、日本政府に対し、①日本国憲法を遵守する②集団的自衛権は発動しない③国連決議に従って行動する——三原則に基づき平和協力政策を求めてきたが、今日の新たな状況のもとで「連合」としての具体的対応策が要請されている。

四、「連合」は、国民生活の安定をはかる立場からは勿論のこと、国際平和秩序の維持、紛争地域における人々の生命、人権の保護、地球環境を守るため、湾岸戦争の即時和平を求め、さらに、わが国が直面する課題に対応を明らかにしながら、救援活動を含む自らの行動に取り組んでいく。

五、「連合」の基本的態度の確認 「連合」見解（一九九一年一月二四日）「湾岸での武力衝突に伴う支援策について」（第四六二号資料参照）を再確認し、今後の状況をみながら対応していく。

六、当面の具体的行動について

- (1) 大衆行動の配置 「国連決議完全履行・湾岸戦争即時終結を求める集会」を開催する。集会の時期、内容、規模、スローガンなどについては、国民運動対策委員会ならびに企画委員会を検討する。
- (2) 政府・政党などへの申入れ行動 政府・政党などに対し、即時和平に向けての一層の努力を要請し、国際協力貢献策については「連合」の基本姿勢を踏まえ、さらに難民、被災者救済のため人道のおよび平和維持活動として行うべきことを申し入れる。
- (3) 関係構成組織への支援・激励 湾岸戦争の危険に直接さらされる組合員をもつ海員組合、航空同盟などを支援・激励する。
- (4) 難民救援のための行動 難民移送、医療品・生活物資などの調達のための救援カンパを実施する。なお、カンパの方法、有効な使途については、国民運動対策委員会等で検討する。
- (5) 地方連合会の対応 中央に準じて、大衆行動や救援カンパなどの活動に取り組む。
- (6) 国際自由労連との連携 国際自由労連と連携し、和平のための国際世論の形成、難民救援対策などの、国際活動に積極的に取り組む。とくに、この地域では労働組合権が否定されていることやアジア、アフリカからの多数の出稼ぎ労働者が無権利状態におかれていることから、紛争地域の外国人労働者の保護、アラブ諸国における労働者の権利確立など、中東地域の社会的安定をはかる取り組みにも協力する。
- 七、その他 湾岸戦争が長期化する場合には、引き続き「連合」としての行動を継続していく。また、わが国が国際社会の一員として果たすべき国際平和のための役割、任務のあり方については、三役会議ならびに中央執行委員会で見解をあきらかにしていく。

資料6 湾岸戦争に対する総評センターの態度（二月二八日）

一、事柄の発端であるイラクのクウェート侵攻にはあくまで反対であり、イラクはすみやかにクウェートから撤退すべきである。

二、その撤退を実現するために経済制裁を圧力とした外交努力が国連及び各国によって行われていることに期待し見守ってきた。同時に、イラクへの圧力として多国籍軍が中東

へ派遣されたことについては危惧を抱き、戦争を回避した平和解決に期待してきた。

三、しかし、遂に多国籍軍によるイラク攻撃が開始され、イラクもイスラエル、サウジアラビアを攻撃し、次の段階の地上戦の展開が予想される事態となった。この事態に一刻も早く終止符を打ち、平和解決の軌道にのせねばならないと考える。

四、この間のわが国政府の対応をふりかえると、自主性の欠如、その場しのぎの弥縫策、自衛隊の海外派兵の実績作りの野望しかうかがえない。そこに一貫した政治・外交理念をよみとることはできない。経済大国を土台に軍事大国へとしたいのか。それはわれわれは絶対に反対であり、国民も認めないだろう。アメリカのいいなりにその場その場を過ごしていけばいいのか。実態はこのように思えるが、そういう方針だとは自民党、政府の誰も明言しない。

平和憲法の理念を厳守し、これを世界に拡大していく立場に立ち、日本のもてる富を第三世界の経済発展と民衆の福祉のために役立てていこうとするのか。われわれはそう考えるが、自民党、政府からはそういう声はきかれない。

五、具体的に政府からだされてきたものは昨秋の財政的貢献と自衛隊海外派兵を含んだ人的貢献策であり、戦争勃発後の九〇億ドル拠出と自衛隊機海外派遣を含む避難民移送である。この間海部首相が問題解決のため外交努力をした形跡はない。一部野党党首と政治家が平和解決と人質開放のためイラクへ赴いたのが目立つくらいである。

六、われわれは自衛隊の海外派兵に反対であり、昨秋社会党と協力して大衆行動を全国で展開し、協力法案を廃案にした。今回の自衛隊機派遣も反対である。仮にこれまでの自民党、政府の論理に立っても、自衛隊は自衛のためのものであり、自衛と無関係な海外へ送ることはできない。まして昨年の臨時国会で協力法案が廃案になったのは、自衛隊の海外派兵が焦点となつて、それが否定されたのであり、それを政令の改正で強行するのは、それこそ姑息なやりかたであり、国会を軽視し国民を愚弄するものである。

七、財政的貢献については、それを一概に否定するものではない。しかし、その拠出額を決める根拠、使途、財源も不明なままアメリカのいいなりに金額だけを決めるやり方は到底納得できるものではない。国会での十分な論議を期待する。

八、政府の貢献策への反対、疑問に対して、自民党関係者などから居丈高に国際社会への責任感がないとのきめつけがなされる。しかし、これだけ豊かになった日本の国際社会への貢献の必要性は、戦争という事態の中で突然でできたものではなく、これまでに積み上げてこなければならなかったことである。

この点についてわれわれに立ち遅れがあったことは反省し、早急に立ち遅れを克服していかなければならないが、それが政府のいう貢献策への賛成を意味するものではないこともはっきりさせておかねばならない。

九、以上のような経過と考え方をふまえて、総評センターとしては、当面①湾岸戦争の即時停戦と平和解決②自衛隊機の派遣反対③増税による戦費負担反対の三点を中心に運動をひろげていかねばならないと考える。そして唯一ナショナルセンターとして連合が結成された状況をふまえ、連合がこの役割を担うことを期待する。

同時に事態の重大性、緊急性にかんがみ当面社会党のよびかける行動に総評センターとしても積極的に応え、労働組合としての責任を果たしていく決意である。

「新たな時代のあり方」 うち出す

—— 日経連「労働問題研究委員会報告」から(一) ——

「新時代へのわが国の対応と経営者の選択」と題して発表された今年度版の日経連「労働問題研究委員会報告」序文(鈴木日経連会長)は次のようにのべている。

「本報告書は、…今後とも労使が国家・社会の安定帯としての役割を十分に果たすことを期待し、書かれたものである」。また、同報告第三部「新しい時代の労使関係のあり方と今次春季労使交渉」の冒頭では「わが国の労使関係は、戦後の混乱と対立の時代を克服して相対的に安定の時代を実現した。現在は新『連合』の誕生により、さらに新たな時代のあり方を模索している時期といえよう」と記されている。

昨年度の「労働問題研究委員会報告」では結成されたばかりの「連合」をもちあげながらも、「異質な官公部門を包含」したとの表現で一定の判断保留が示されていた。今年は保留を解除し、労使関係については「相対的に安定の時代を実現」したとして「新たな時代のあり方」を「連合」に求めてきたわけである。

それでは日経連のいう「新たな時代のあり方」とは何だろうか。

「国民全体」の名のものと「個別利益」否定

日経連が「連合」に求めるものは、たんに賃上げ抑制でいどの企業内的、経済的分野にとどまてはいない。八〇年代後半からというものの、毎年の労問研報告は、直接春闘にかかわる部分はおくわずかで、しだいに政治的、国際的問題にその重点を移してきた。今年版はその傾向をさらに徹底させている。すなわち、第一部に「新しい世界政治・経済体制への動きと日本」をおき、第二部を「新時代へのわが国の対応と経営者の役割」として「雇用問題」「高齢化社会と社会保障問題」「中小企業問題」などを論じ、第三部にやつと「新しい時代の労使関係のあり方と今次春季労使交渉」が顔を出すのである。

さて、まず注目されるのは「政治改革」が具体的に提唱されていることである。「小選挙区・比例代表並立案」の「早期実現を図るとともに、今後はさらに進んで、議員定数のさらなる削減、政党法の制定、選挙の公営化、選挙の一層の民主化を図るべきである」という。昨年版報告では、「民主政治は常に衆愚政治になり下がる危険性をもっている」とのべ「国民の政治意識の改革」が唱えられていたが、今年版ではこの「政治意識改革」の内容が示されている。すなわち「重要なことは、選挙民一人ひとりが自分の利益代表でなく、国民全体のために働く人を国会議員に選ぶことである」「政治家が、単なる個別利益の代表者でなくなった時、政治のあり方が変わり、行政改革はその仕上げが可能になる」という。労働者階級の利益のみならず、農産物自由化に反対する農民の利益も、保護政策の廃止に苦しむ小零細企業、商店の利益も、高齢者の利益も、すべて「国民全体」の名のもとに否定する国民的合意をつくり出すというのだ。たしかにそのとき「政治のあり方が変わり」「行政改革はその仕上げ」つまり憲法改悪が近づくであろう。日経連が「連合」に求める次の「新たな時代のあり方」の模索とは、このような道なのである。

日経連と連合の共同政策

事実、過去一年間で日経連が連合と合意した政策は、このおそろしい道筋にそっている。さつそく今次報告にはそれが反映されている。「内外価格差解消」と「社会保障」の見直しである。

前者については国民の生活への不満は「高い物価水準、狭隘な住居、資産格差の著しい拡大にある」との認識のもと、「農産物、流通関連、土地利用型サービスなどにおいて抜本的な手を打つ必要がある」とし、「日経連・連合共同による、総理への内外価格差解消を中心とする物価引き下げの要望の実現に向けて、政府の真剣な取り組みを期待するものである」としている。要するに「低生産性部門」である日本農業の破壊と、流通・販売部門の合理化、整理統合を労資一体で要求しているのである。

後者については「日経連は、連合、健保連と共同し、国庫負担の当面五割への引き上げと、それと平行した本人負担の見直しなども含む医療費適正化を政府に求めている」。さらに「社会保障問題は、往々、保障の拡大が善であるといった立場に縛られやすい。しかし、経済的な負担を考慮しない保障の拡大は、結局は長続きしないという視点を常に忘れてはならない」とまで公言してはばからない。これも労資一体で「国民全体」の名のもとに高齢者いじめにかかったことを示しているのである。

「支払能力論」の復古

さて、このようなあからさまな独占資本本位の国家政策への統合を連合に求める以上、すこしは連合にモノを与えるかというところ、その気配はない。「今次労使交渉における基本的考え方」の項では、「これまでの好況下での労使交渉とは環境条件を異にする。…労使の選択の幅はけっして広くない」という基本的態度を示し、連合がしきりと強調している「労働分配率の低下傾向」については「労働分配率について、高い低いと皮相な議論をすることは無意味である。日本経済が健全な形で高目の成長を維持すべきであるとすれば、それは高投資、高資本蓄積を必要とするのであり、それにふさわしい労働分配率が維持されなければならない」と相手にもしていない。それどころか、わざわざ巻末に「疑問の多い連合の労働分配低下論」なる資料を付している。

賃金について「報告」は毎年「生産性基準原理」を繰り返してきたが、今年は「生産性基準原理は国民経済レベルの基本理念であるから、企業においては、…各企業の経営計画の中で投資計画や資本蓄積計画と整合的に算定された人件費支払能力、つまり人件費計画にそった賃金決定を行なうべきである。いうまでもなく人件費支払能力は、事業の成長によってのみふえる」と述べているのが特徴である。連合の足元を見すかした日経連は、統計数字で粉飾したもつともらしい「生産性基準原理」すら一般論として棚上げし、実際の賃金決定にはまことに旧めかしい「支払能力論」を復活させたわけだ。この他「初任給の前年度据え置き」も提唱されている。

連合が目玉としている時短については、一応は「労使で短縮への積極的努力が必要である」としているものの、そのための「条件整備」を何点かあげている。「効率化」「フレックスタイムの活用」「生涯労働時間の柔軟な配分」等である。そして結局は「総額人件費

の視点」が強調されている。「賃金、賞与、退職金、福利厚生費」に加え「労働時間短縮のコスト」も含め「総額人件費」とし、どれかを増やせば「支払能力」に応じ他のどれかを削るという理屈である。

このように結局は「支払能力」という単純な論理で居直る資本にたいし、労働分配率や生産性基準原理を相手どって精緻な反論をするのも無駄ではないが、大衆闘争の力なくしては何の打撃にもならぬことを示す「報告」である。

労働保護政策批判と中小企業切りすて

最後に、昨年度版にはなかった今年度版の特徴的な点を二点あげておこう。

第一は「人手不足」への対応策をうち出したことである。一般的な「省力化」の他に「国際的にみて生産性が低い分野の積極的な合理化が労働力需給の緩和、労働力の最適再配分に貢献するという視点が必要である」と述べているのが注目される。農業や小零細流通部門を切りすて、強引に労働力を創出しようとする、現代版エンクロージャーである。さらに「女性労働者、高齢者の活用」をうち出す一方、「政府は高齢者の雇用について、最低賃金制度などで高齢者の保護の強化を図っている。また女子労働力についてはパート労働力保護などに熱心である。しかし、行き過ぎた保護や規制が雇用の柔軟性を失わせ、逆に雇用の阻害要因になることにも留意すべきである」と強調し、さらに「政府に対しては、公的年金や雇用保険のシステムを高齢者の勤労意欲を喚起・促進する方向に改めてほしいという声が根強いことを、ここで指摘しておきたい」と付記している。高齢者、女性、パートなどをいかに安く劣悪な条件下で酷使できるようにするか。また、年金、雇用保険の給付条件をどう切り下げ、いかに「働かねば食えぬ」ようにするか、が日経連の考えていることなのである。

第二は、「中小企業」切りすての方向をはじめて公言したことである。昨年度版までは中小企業の生産向上の必要を説くにとどめていたが、今年度版では「中小企業の整理再編」は「生活重視の社会へ移行するための一つの関門でもある」とし、「中小企業にとって生き残りのための徹底した努力」にたいしては「優勝劣敗の原則が働かねばならない」とまで断じているのである。

このように労問研報告はかつてなくあからさまに独占資本の諸階級抑圧の政治的・経済的諸方策をうち出した。連合はこの流れに自ら身を呈して統合されようとしているにもかかわらず、傘下組合員の利益をふみにじるような追いうちを日経連はかけている。さすがに連合も、昨年より強いトーンでこの「報告」を批判した。

しかしそれも、ニューヨーク行きの飛行機に乗ってとびたってしまったてから金切り声でモスクワに行こうとさけんでいるようなもので、はなはだ心もとない。同「報告」に示された独占資本の戦略と対決する生活防衛、民主主義擁護の力を、連合内外をつらぬいて、また、諸階層とも連携して、下からつくり出していくしか道はない。

(つづく・I)

◆読者からのおたより◆

中東戦争、社会党はこう考える 皆さん、社会党でございます。ご承知のとおり、中東戦争が始まって一四日になり、国会では盛んに論議されています。社会党は次のように考えています。結論から申し上げますと、「日本は停戦、和平のため、徹底した努力をし、戦後の復興に積極的に努力をすべきである」ということにつきます。次に具体的提案を二つ。第一、自衛隊輸送機の中東派遣に反対し、民間機による難民輸送を提案いたします。

第二、多国籍軍に対する九〇億ドルの追加支出に反対し、平和協力の立場から、関係諸国への援助に切りかえるよう提案いたします。

日本から戦争のために資金援助をするのはやめて、平和回復のための資金援助にすべきです。詳しいことについて二月一日（金曜日）午前一〇時から、藤田高敏が国会の予算委員会代表質問をしますので、ぜひ聞いてください。

皆さん、県会・市会の選挙が近づきました。平和を願う皆さんの意志を、投票で示してください。われわれが勝つと政府・自民党は平和への努力を強め、もし負ければ平和への努力をゆるめ、戦争協力に向かう心配があります。平和回復を目ざしてがんばりましょう。

（えひめ・M）

編集部より このおたよりは、市内街頭宣伝のためにつくられたものを、藤田（高敏）氏の国会質問をみてくださいとのチラシとともに送りましたものです。全国でさまざまな活動がとりくまれているはずですが、ぜひ編集部へ声を寄せてください。

身の回りから反対運動を 予定されていたとはいえ、年が明けるとあれよあれよという間に戦雲が世界をおおいました。「即時停戦、戦争協力反対」が私たち国民の願いであるはずですが、なのに日本の巷々は平穏無事、テレビや新聞の情報操作に不感症になっていつの間にか観戦者になっています。平和ボケした国家や国民はいざというときにはもろいものです。イラクに侵略されたクウェートが格好の実例でしょう。日本は平和といっても、世界のどこかで起きている戦争に政治的に、とくに経済的に無関係であった試しはありません。今度の戦争では日本の軍隊が他国の戦争に直接関与しようというのです。

日本の国内ではこの四十六年間戦争はありませんでした。ただか四十六年間にすぎないのですが、敗戦後の不戦の願いを公式に文律として体言したのが「平和憲法」なのです。日本の歴代為政者は裏で憲法を口汚なくののしり国民の面前では護憲の振る舞いを見せてきました。この四十六年間、警察予備隊の創設に始まりひたすら「なしくずし改憲」につとめたのです。「なし崩し改憲」の最大最強の手段は護憲の防波堤である労働運動を権力に従順なものに仕立て上げることでした。労働者の組織された力の弱体化は求心力を失った国民大衆というにひとしく、こうして孤立させられた国民は戦争負担・準備を進める権力の前に無防備にさせられてきました。総評の解体を許してはならない、「連合」は正面きって戦争に反対することはできない、非武装・中立を掲げる社会党が物分りよくなったら憲法があぶない。

今からでも遅くはありません。戦争体験のある人はもう一度青春を取り戻すこと、戦後のたたかう労働運動を知った人は節を曲げずさらに奮起すること、そうしてはつらつとした正義心をもつ若い労働者、学生を「会社人間」に堕落させないことなど、身の回りからやるべきことがいっぱいあります。

（千葉・H）